

春日部市消防本部告示第3号



春日部市火災予防条例（平成17年10月1日条例第166号。以下「条例」という。）第42条の2第1項の規定により指定を行ったので、同条例第42条の2第3項の規定により告示する。

令和8年6月22日

春日部市消防長 島田 力





指定催しの指定通知書

第 1 号
令和8年6月17日

春日部夏まつり実行委員会
実行委員長 白石 昌三 様

春日部市消防長 島田 力



春日部市火災予防条例第42条の2第1項の規定により、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	春日部駅東口周辺 かすかべ大通り 一宮交差点から新町橋西交差点
催しの名称	第54回 春日部夏まつり
催しの開催期間	令和8年7月11日（土） 令和8年7月12日（日）
指定の理由	春日部市火災予防条例第42条の2第1項及び 春日部市火災予防事務に関する告示第6条第1 項の規定による

教示

- この指定について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。